
全国小水力利用推進協議会のご案内

2017 年度

全国小水力利用推進協議会は、小水力利用推進に関する調査研究を行うとともに、小水力利用事業の普及発展を図り、持続可能な循環型社会の構築と環境保全に寄与することを目的として 2005 年 7 月 16 日に発足した団体（法人格を持たない任意団体）です。

- (1) 役員等…………… p. 2
- (2) 連携している各地域団体…………… p. 4
- (3) 2017 年度事業計画…………… p. 5
- (4) 2017 年度事業収支予算…………… p. 7
- (5) 規約…………… p. 8

全国小水力利用推進協議会 事務局

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 2-11-4 第三高橋ビル 8 階

電話 03-5980-7880、ファクス 03-5980-7065

メール info@j-water.org、ホームページ <http://www.j-water.org>

(1) 役員等

■ 役員

役職	氏名	肩書等
会長	愛知 和男	前衆議院議員、元環境庁長官
副会長	竹村 公太郎	公益財団法人リバーフロント研究所理事長、元国土交通省河川局長
代表理事	沖 武宏	一般社団法人小水力開発支援協会顧問
理事	入岡 利成	愛媛県自然エネルギー利用推進協議会
	上坂 博亨	富山県小水力利用推進協議会会長
	金田 剛一	ハイドロ・エコロ技術士事務所
	菊沢 正裕	福井小水力利用推進協議会会長
	後藤 眞宏	(国開) 農研機構 農村工学研究部門
	小林 久	茨城大学教授
	中島 大	一般社団法人小水力開発支援協会代表理事
	服部 乃利子	(特非)アースライフネットワーク (静岡県)
	星野 恵美子	那須野ヶ原土地改良区連合参事
	洞口 幸男	ぐんま小水力発電推進協議会
	堀内 道夫	株式会社光と風の研究所所長、静岡大学客員教授
	前田 典秀	NPO クリーンエネルギー・フォーラム理事長
	松尾 壽裕	一般社団法人小水力開発支援協会理事
	丸山 幹夫	長野県小水力利用推進協議会副会長、NPO 地域会議副理事長
	三沢 眞一	新潟県小水力利用推進協議会
森 武昭	神奈川工科大学名誉教授	
監事	石井 洋志	ぐんま小水力発電推進協議会事務局
	中込 秀樹	山梨県小水力利用推進協議会副会長、秀建コンサルタント代表取締役

(五十音順)

■ 顧問

岩井 國臣	元参議院議員
大河原 まさこ	衆議院議員
加藤 修一	前参議院議員
古賀 康正	NPO クリーンエネルギー・フォーラム顧問
塩川 鉄也	衆議院議員（共産党）
篠原 孝	衆議院議員（無所属の会）
千矢 博道	NPO クリーンエネルギー・フォーラム顧問
戸川 裕昭	住友共同電力株式会社
福島 みずほ	参議院議員（社民党）
古川 禎久	衆議員議員（自由民主党）
谷津 義男	元衆議院議員
吉井 英勝	前衆議院議員

（五十音順）

(2) 連携している地域団体

名 称	所 在 地	電話番号
一般社団法人北海道再生可能エネルギー振興機構	〒060-0061 北海道札幌市中央区南1条西6-15-1 札幌あおばビル11F	011-223-2062
富良野地域小水力発電普及協議会	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1-1 富良野市総務部市民環境課環境係	0167-39-2308
奥羽山系仙北平野水資源調査研究会	〒014-1113 秋田県仙北市田沢湖卒田早稲田430 株式会社わらび座内	0187-44-3853
北東北小水力利用推進協議会	〒0185-421 秋田県鹿角市十和田大湯字下ノ湯 7番地1株式会社西村林業内	0186-37-3091
NPO 会津みしま自然エネルギー研究会	〒969-7516 福島県大沼郡三島町大字大登字寺沢 1051番地2	
栃木県小水力利用推進協議会	〒326-0845 栃木県足利市大前町268-1 足利工業大学総合研究センター内	050-5586- 8322
ぐんま小水力発電推進協議会	〒370-3531 群馬県高崎市足門町693-1 (有)石井設備サービス内	027-372-2839
新潟県小水力利用推進協議会	〒950-0965 新潟県新潟市中央区新光町10-2 技術士センターI NPO 法人美しい緑、水辺、大地を考えるフォーラム内	025-281-1911
富山県小水力利用推進協議会	[本部] 〒930-1292 富山県富山市東黒牧65-1 富山国際大学現代社会学部内 [事務局] 〒930-0142 富山市吉作910-1 NiX株式会社新日本コンサルタント内	076-436-2570 (本部)
福井小水力利用推進協議会	〒918-8525 福井市花堂北1丁目7番25号 株式会社サンワコン エネルギー開発部内	0776-32-6163
山梨県小水力利用推進協議会	〒409-3841 山梨県中央市布施2308 株式会社セントラル・ニューテクノロジー内	055-228-3830
長野県小水力利用推進協議会	〒381-2204 長野県長野市真島町真島792-1 アーチコンサルタンツ株式会社内	026-217-8288
岐阜県小水力利用推進協議会	〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎3F ぎふNPOセンター地域再生機構内	058-272-9303
奥飛騨温泉郷小水力推進研究会	〒506-1432 岐阜県高山市奥飛騨温泉郷 一重ヶ根一宝水200-34	090-6913- 5119
NPO 法人アースライフネットワーク (静岡県温暖化防止対策センター)	〒420-0851 静岡県静岡市葵区黒金町12-5 丸伸ビル2F	054-271-8806

なばり自然エネルギー推進協議会	〒518-0747 三重県名張市梅が丘北 2-162	0595-64-4453
関西広域小水力利用推進協議会	〒600-8211 京都府京都市下京区梅湊町 83-1 京都市市民活動総合センター2 階 メールボックスNo.31	080-7051- 5830
吉野小水力利用推進協議会	[事務局] 〒631-0004 奈良県奈良市登美ヶ丘 4-4- 16 (宮本方)	090-6666- 6153
東吉野小水力利用推進協議会		
岡山県小水力利用推進協議会	〒700-0807 岡山県岡山市北区南方 1-6-7 NPO 法人おかやまエネルギーの未来を考える会内	086-232-0363
中国小水力発電協会	〒730-0051 広島県広島市中区大手町 4-7-3 J A 広島中央会農政営農部内	082-243-6754
一般社団法人徳島地域エネルギー (徳島小水力利用推進協議会)	〒770-0935 徳島県徳島市伊月町 1-32 徳島県土地改良会館 5F	088-624-8375
愛媛県自然エネルギー利用推進協議会	〒791-3142 愛媛県伊予郡松前町上高柳 508-8 キカイ・ジャパン合同会社内	089-908-4363 (キカイ・ジャパン)
高知小水力利用推進協議会	〒782-0003 高知県香美市土佐山田町宮ノ口 185 高知工科大学地域連携棟 302	
熊本県小水力利用推進協議会	〒860-0031 熊本市中央区魚屋町 2-5 サンコミビル 3 F NPO 法人くまもと温暖化対策センター	096-356-4840
鹿児島県小水力利用推進協議会	〒890-0064 鹿児島市鹿児島市鴨池新町 6 番 6 号	099-256-2666

(3) 2017 年度事業計画 (総会決議より一部省略、事業期間 2017 年 5 月～2018 年 4 月)

● 政策・具現化推進事業

目下最大の課題は系統接続になっており、各地域の取り組みが加速されることを目指して、電力系統全体の議論に参加し、提言を行います。

また、水力関係の他団体との連携に加え、地熱やバイオマスなど他の再エネとの情報・意見交換を積極的に行い、再エネ全体の普及拡大を当協議会からの提言に反映させるようにします。会員との情報・意見交換にも積極的に取り組みます。

一方、個別的な小水力発電建設への取り組みを直接支援するため、具現化推進委員会を設けます。この委員会では、各地域からの相談を受け付け、委員を派遣して現地調査を行い、実現に向けた支援を実施します。費用的には実費負担により当協議会からの持ち出しがないことを原則とします。

● 教育研修事業

昨年度途中で中断した実務研修会については、内容を再編し、他団体が実施する研修会との差別化を図り、あらたな研修を企画・実施します。また入門セミナーは、昨年度と同様 5 回程度実施します。

このように再編成した「セミナー・研修会」を一括して予算額を定めました。見学会も想定しているので、旅費も含んでいます。

講師派遣、研修会等共通費用については昨年度実績を参考に予算化しました。

● 情報・交流事業

毎年開催している「小水力発電シンポジウム」は、7 月 22 日午後に開催します。

展示会については、毎年 5 月に開催される「地球温暖化防止展」にすでに出展し、それ以外の出展予定はありません。

「第 3 回全国小水力発電大会 in 東京」を 11 月 1・2 日に東京都産業貿易センター台東館（台東区浅草）で開催します。全国大会予算は別途作成し、全体予算の中には総収入・総支出だけを計上しました。

「小水力発電事例集 2017」を 10 月に発行します。

ホームページについては、必要に応じて微修正を加えつつ、運用します。

メディア連携は、これまでの相手先との連携を継続するとともに、新たな連携先があればネットワークを広げていきます。

昨年度来「小水力発電女子会」の提案が出されているので、「普及拡大事業」という予算枠を定め、助成金等の収入確保を目指した上で、今年度はその範囲内で活動することとして、収支同額を予算化しました。

予算は予算表のとおりです。

● 地域団体連携事業

日常的な連携活動については、メーリングリスト等インターネットを通じた情報交換を、これまでどおり密接に行います。これについては予算執行をとまいません。

役員等を地域団体に派遣したり、地域団体関係者を招くことを想定して、旅費・会議費等の予算を計上しました。

● ANSWAP 事業

研修事業等について、課題に応じ、JICA に協力するなどの方法で進めます。

● 組織運営

昨年度一年間、法人化について運営委員会・理事会で検討してきましたが、今後も任意団体のまま運営することになりました。これに関しては第3号議案に記したとおりです。

地方から出席する理事が多くなることから、その分の旅費を予算化しました。その他委託契約や昨年度実績をもとに、予算額を立てています。

なお、ニュースレター発行費用は昨年度まで「情報・交流事業」に区分していましたが、今年度から組織運営事業に組み入れることとし、制作にかかる作業は「事務局事務委託」に含む契約としました。

(4) 2017 年度事業収支予算

(金額は千円)

項 目	支出	収入	備 考
1. 政策・具現化推進事業			
・他団体連携事業費	60	0	諸会費等
・具現化推進委員会	500	500	旅費負担金収入・旅費
・その他政策・具現化事業費	20	0	会議費・旅費・諸会費等
2. 教育研修事業			
・入門セミナー	290	850	受講費収入、会場費・印刷費等開催費用
・講師派遣	20	100	原則先方持ち
・研修会等共通用費	70	0	備品・消耗品費、職員研修費
3. 情報・交流事業			
・小水力発電シンポジウム	150	0	会場・音響機器等借料、講師料、その他費用
・全国大会	6,907	6,907	特別会費・参加費収入、会場等費用、講師料等
・展示会出展	1,600	1,600	特別会費収入、実施費用
・データベース整備	460	0	ウェブ関係費用、アルバイト代
・ホームページ整備	150	0	管理運営委託費、管理内部費用
・事例集	70	60	販売収入、送料
・メディア連携事業	5	0	諸費用
・普及拡大事業	300	300	助成金収入、実施費用
・その他広報・イベント事業	5	0	諸費用
4. 地域団体連携事業			
・地域団体連携費全般	130	0	スタッフ等旅費、会議費等
5. ANSWAP 事業			
・海外事業研究会	100	100	研究会等参加会費収入、交通費等活動費
6. 組織運営			
・組織運営に関わる会議開催	605	0	総会・理事会・顧問会議・運営委員会
・ニュースレター	420	0	印刷製本費、送料
・会費等収入	0	7,150	家賃、事務局人件費その他
・事務局運営費	5,394	0	
6. 事業外収支			
・雑収入	0	0	
・予備費	311	0	
・繰越金・予備費	194	194	
合 計	17,761	17,761	

全国小水力利用推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、全国小水力利用推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、小水力利用推進に関する調査研究を行うと共に、小水力利用事業の円滑な普及発展を図り、もって持続可能な循環型社会の構築と環境保全に寄与することを目的とする。

(本部)

第3条 協議会は、本部を東京都豊島区巣鴨2-1-4に置く。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 小水力利用に関する調査研究
- (2) 小水力利用に関する情報、資料の収集
- (3) 小水力利用に関する情報提供、アドバイス、コンサルテーション
- (4) 小水力利用の普及啓発活動
- (5) 小水力利用事業関係者の連携協調の充実
- (6) 小水力利用事業に関する施策等の提言
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 協議会の会員は次の3種とし、正会員が協議会を構成する。

- (1) 正会員 協議会の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 協議会の活動を賛助するため、もしくは協議会が提供するサービスを楽しむために入会した個人および団体
- (3) 情報会員 協議会から情報を受け取るために入会した個人および団体

2 会員は以下に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

- (1) 個人正会員 入会金 2,000 円、年会費 10,000 円
- (2) 団体正会員 入会金 10,000 円、年会費 50,000 円
- (3) 個人賛助会員 年会費 3,000 円（入会金なし）
- (4) 団体賛助会員 年会費 5,000 円（入会金なし）
- (5) 情報会員の会費は提供する情報に応じて事務局長が定め、理事会の承認を受ける

(理事)

第6条 協議会に理事をおく。

- 2 理事は、総会において正会員のうちから選任する。
- 3 理事の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。
- 4 理事の任期中に新たな理事を追加した場合、追加した理事の任期は他の理事の任期満了までとする。
- 5 理事の人数は5人以上30人以内とする。
- 6 理事の報酬は原則として無給とする。ただし会長は、あらかじめ総会で議決した上限金額の範囲内で理事に給与を支給することができる。

(代表理事)

第7条 代表理事は協議会を代表し、理事会の決定にもとづいてその業務を総理する。

- 2 代表理事は理事の互選によって1人を選任する。

代表理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 4 任期途中で代表理事が退任し新たな代表理事が選出された場合、新任者の任期は前任者の任期満了までとする。
- 5 代表理事の報酬は原則として無給とする。ただし、あらかじめ総会で議決した上限金額の範囲内で理事会の議決により支給することができる。
- 6 代表理事に事故があった場合、他の理事がその職務を代行する。
- 7 前項の規定により代表理事を代行する順位は、あらかじめ理事会で決議する。

(理事会)

- 第8条 理事会は代表理事が招集する。ただし理事の過半数の同意があれば代表理事が招集しなくとも開催することができる。
- 2 理事会は理事の過半数（委任状を含む）の出席により成立する。
 - 3 理事会の議決は、本規約に特段の定めがない限り出席理事（委任状を含む）の過半数をもって行う。

(会長および副会長)

- 第9条 協議会は総会の議決により会長および副会長を置くことができる。
- 2 会長・副会長は理事会の同意のもとで、会を象徴するものとして活動を行う。
 - 3 会長・副会長は協議会の代表権を持たない。
 - 4 会長の人数は1人以内、副会長は4人以内とする。
 - 5 会長・副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、総会の議決により任期を短縮することができる。
 - 6 理事が会長または副会長を兼任することを妨げない。
 - 7 会長・副会長の報酬は原則として無給とする。ただし、あらかじめ総会で議決した上限金額の範囲内で理事会の議決により支給することができる。

(監事)

- 第10条 協議会に監事をおき、協議会の会計および活動状況を監査する。
- 2 監事は、総会において選任する。
 - 3 監事の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。
 - 4 任期途中の監事が退任した場合、補欠選任することができる。補欠として選任された監事の任期は、前任監事の任期満了までとする。
 - 5 監事的人数は1人以上3人以下とする。
 - 6 監事は会長・理事を兼務することはできない。
 - 7 監事の報酬は原則として無給とする。ただし、あらかじめ総会で議決した上限金額の範囲内で監事に給与を支給することができる。

(顧問)

- 第11条 協議会は顧問をおくことができる。
- 2 顧問は理事会の議決により選任する。

(総会)

- 第12条 総会は代表理事が主催し、議長となる。
- 2 代表理事は毎年1回の通常総会を開催しなければならない。またそれ以外に臨時総会を開催することができる。
 - 3 理事の過半数の求めがあった場合、代表理事は臨時総会を開催しなければならない。
 - 4 総会は正会員をもって構成し、正会員の3分の1の出席（委任状を含む）により成立する。
 - 5 総会の議決は、本規約に特段の定めがない限り出席正会員（委任状を含む）の過半数をもって行う。

(入会)

第 13 条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。理事会は正当な理由がなければ入会を拒んではならない。

(退会)

第 14 条 会員は、退会届を理事会に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなすことができる。

(1) 個人会員の本人が死亡したとき

(2) 団体会員である団体が消滅したとき

(3) 事業年度末日までに当該年度の会費を支払わなかったとき

(除名)

第 15 条 会員がこの規約に違反したとき、若しくは、協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(事務局)

第 16 条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 理事会は理事の中から事務局長を任免する。

3 事務局長は事務局を総理する。

4 代表理事は事務局長を監督する。

(事業年度)

第 17 条 協議会の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとする。

(規約の変更)

第 18 条 本規約を変更するためには、総会において出席正会員（委任状を含む）の 3 分の 2 の賛成による議決を要する。

(解散)

第 19 条 協議会の解散は、総会において正会員総数の 3 分の 2 により議決（委任状を含む）する。

(附則)

第 20 条 協議会設立直後の事業年度は、第 18 条の規定にかかわらず、設立の日から翌年 5 月 31 日までとする。

2 協議会設立時の会長および副会長は、第 10 条第 2 項および第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、設立総会の議決により理事の中から選任することができる。

3 2013 年 6 月 1 日から始まる事業年度は、2013 年 7 月 27 日に行った本規約第 18 条の改正にともない、2014 年 4 月 30 日までとする。